

2 現行制度下での負担軽減

【現行制度の概要】

①国事行為について

- ・国事行為は、憲法に列挙されている国家機関としての行為。内閣の助言と承認により決定され、天皇に拒否権が認められない形式的・名目的な行為。
- ・法律・政令の公布、国会の召集、国务大臣の任免の認証、大使の信任状の認証、栄典の授与、外国の大使の接受などが該当する。
- ・国事行為の代理については、憲法に基づき、皇室典範が摂政について、国事行為の臨時代行に関する法律が委任について、その要件を規定。
- ・摂政は、天皇が「成年に達しないとき」のほか、「精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、」国事行為を「みずからすることができないとき」に、天皇の意思にかかわらず設置される法定代理。天皇に意思能力がない場合等を想定していることから、国事行為の全部が恒久的に代理されることも想定。
- ・委任は、「精神若しくは身体の疾患又は事故があるとき」に国事行為を皇族に臨時に代行させる制度。天皇が意思を表明できる程度の疾病や外国訪問などの場合に、期間を限定して国事行為の全部又は一部を行うことを想定。

②公的行為について

- ・自然人としての行為のうち、象徴としての地位に基づく公的なもの。
- ・憲法上の明文の根拠はなく、義務的に行われるものではない。
- ・天皇の意思に基づき行われるものであり、国民の期待等も勘案して行われるべきもの。個々の天皇の意思やその時代時代の国民の意識によって形成・確立される。
- ・象徴としての天皇の公的行為を他の者が事実上代行したとしても、象徴としての行為とはならない。
- ・地方事情御視察、災害お見舞い、外国御訪問、御会見、宮中晩餐などが該当する。

③その他の行為について

- ・自然人としての行為のうち、公的行為以外のもの。天皇の意思に基づき行われるもの。
- ・宮中祭祀、神社御参拝、御用邸御滞在、大相撲御覧、生物学御研究などが該当する。

(1) 運用による負担軽減

	積極的に進めるべきとの意見	課題
①国事行為 の負担軽減	○国事行為の一環として行われる儀式（栄典の親授式や信任状の捧呈式など）や国事行為に関連する儀式（認証官の認証式など）については、儀式を縮減するなどの見直しを行うとともに、皇族方に分担することなどにより、負担軽減が可能ではないか。	○国事行為の一環として行われる儀式や関連する儀式は、国事行為である御署名や御押印と密接な関係にあり、その見直しは困難なのではないか。
②公的行為 の負担軽減	○公的行為は、義務的に行われるものではないので、天皇の意思や国民の意識を踏まえたものでなければならないという制約はあるが、負担軽減を図るため縮小することを検討すべきではないか。 ○天皇自身が行わなくても、内容によっては、皇族方が行っても意義が低下しないものもあると考えられるので、皇族方による分担を行うべきではないか。	○御公務の削減や皇族方による分担は既にできるものは実施してきており、これ以上の見直しは困難なのではないか。